

実地指導での指導事項

(令和4年度実施分：抜粋)

市では、適正な介護保険運営のため、介護サービス事業所に対する実地指導を行っています。令和4年度の実地指導で、文書指導、口頭指導が行われたものは次のとおりです。

1. 居宅介護支援事業所

- ・重要事項説明書の内容に誤りがある。

(例：誤字、苦情受付の内容に誤りがある等)

【基準】

- ・指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第18条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

(さくら市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（以下「条例」）第7条)

- ・医療系サービスの利用の際に、主治医にケアプランを交付していない。

【基準】

- ・指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(22) 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付すること。

(条例第16条)

- ・運営規程の内容に誤りがある。

(例：誤字脱字等)

【基準】

- ・指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(条例第 21 条)

- ・性的言動、優越的な関係を背景とした言動による就業環境が害されることの防止に向けた方針の明確化等の措置が講じられていない。

(例：方針の明確化、従業員への周知・啓発、相談対応窓口を定めるなどの措置)

【基準】

- ・指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供することができるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに、介護支援専門員その他の従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(条例第 22 条)

- ・事故状況、対応経過を記録する簿冊が作成されていない。

【基準】

- ・指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市、当該利用者の家族等に対し連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及びその際に採った処置について記録しなければならない。

(条例第 30 条)

2. 地域密着型通所介護

- ・地域密着型通所介護においては、介護職員又は生活相談員が常勤である必要があるが、介護職員は全員非常勤であり、生活相談員の勤務時間が営業時間と一致しておらず人員基準を満たしていない。

【基準】

- ・指定地域密着型通所介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第4節までにおいて「地域密着型通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。
- (1) 生活相談員 指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- 7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
(さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下条例）第59条の3)

【基準】

- ・市長は、第1号事業を指定事業者へ委託するときは、さくら市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関する規則（平成29年さくら市告示第4号。以下「規則」という。）の規程に基づき当該指定事業者を指定するものとする。
- 3 指定事業者がサービスを提供するにあたって従うべき基準は、別表第2に掲げるとおりとする。
(さくら市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱（以下要綱）第9条)

・重要事項説明書の内容に誤りがある。

(例：加算の内容、営業日・営業時間に誤りがある、実態と異なる記載がある等)

【基準】

- ・指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第18条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

(条例第59条の20(第9条の準用))

【基準】

- ・市長は、第1号事業を指定事業者に委託するときは、さくら市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関する規則(平成29年さくら市告示第4号。以下「規則」という。)の規程に基づき当該指定事業者を指定するものとする。

3 指定事業者がサービスを提供するにあたって従うべき基準は、別表第2に掲げるとおりとする。

- ・第1号訪問事業及び第1号通所事業を指定事業者に委託して実施する場合の事業(以下「指定事業者による事業」という。)に要する費用の額は、別表第3に定める単位数に、第1号訪問事業の場合は厚生労働大臣が定める訪問介護に係る単価を、第1号通所事業の場合は厚生労働大臣が定める通所介護に係る単価を乗じて算定するものとする。

(要綱第9条、第11条)

・モニタリングの記録が個人台帳に保管されていない。

【基準】

- ・指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(条例第59条の6)

- ・最新のサービス担当者会議の記録が個人台帳に保管されていない。

【基準】

- ・指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
(条例第 59 条の 20 (第 15 条の準用))

- ・最新の居宅サービス計画が個人台帳に保管されていない。

【基準】

- ・地域密着型通所介護事業者は、居宅サービス計画（法第 8 条第 24 項に規定する居宅サービス計画をいい、施行規則第 65 条の 4 第 1 号ハに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った地域密着型通所介護を提供しなければならない。
(条例第 59 条の 20 (第 17 条の準用))

・運営規程に誤りがある。

(例：営業日・営業時間・単位に誤りがある、実態と異なる記載がある等)

【基準】

- ・指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(条例第 59 条の 12)

【基準】

- ・市長は、第 1 号事業を指定事業者に委託するときは、さくら市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関する規則（平成29年さくら市告示第 4 号。以下「規則」という。）の規程に基づき当該指定事業者を指定するものとする。

3 指定事業者がサービスを提供するにあたって従うべき基準は、別表第 2 に掲げるとおりとする。

- ・第 1 号訪問事業及び第 1 号通所事業を指定事業者に委託して実施する場合の事業（以下「指定事業者による事業」という。）に要する費用の額は、別表第 3 に定める単位数に、第 1 号訪問事業の場合は厚生労働大臣が定める訪問介護に係る単価を、第 1 号通所事業の場合は厚生労働大臣が定める通所介護に係る単価を乗じて算定するものとする。

(要綱第 9 条、第 11 条)

- ・研修を実施しておらず、研修の年間計画を立てていない。
- ・性的言動、優越的な関係を背景とした言動による就業環境が害されることの防止に向けた方針の明確化等の措置が講じられていない。

(例：方針の明確化、従業者への周知・啓発、相談対応窓口を定めるなどの措置)

【基準】

- ・指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供できるよう、指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(条例第59条の13)

- ・水害に対する非常災害マニュアルは整備しているが、火災・地震等に対応するものがない。
- ・非常災害時に連絡を取る方法を従業者に周知していない。
- ・消火器の手前に移動式の棚が置かれている。

【基準】

- ・指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(条例第59条の15)

- ・苦情の実績はあるが、苦情の受付簿を作成しておらず、苦情対応後に記録していない。

【基準】

- ・指定地域密着型通所介護事業者は、提供した指定地域密着型通所介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
(条例第59条の20 (第38条の準用))

- ・運営推進会議を6か月に1回以上開催していない。
- ・書面会議の会議資料に要望、助言を求める記載がない。

【基準】

- ・指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定地域密着型通所介護事業所が所在する市の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならないものとする。）（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
(条例第59条の17)

- ・転倒とヒヤリハットを区別していない。

【基準】

- ・指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
(条例第59条の18)